

松江市告示第 515 号の 2

松江市農業次世代人材投資資金交付要綱（平成 24 年松江市告示第 299 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 9 月 15 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前	
(交付の対象等)		(交付の対象等)	
第 2 条 略		第 2 条 略	
略		略	
交付 対象 者の 要件	(1) 略 (2) 略 ア 農地の所有権又は利用権(農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 3 条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第 1 項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。) 第 19 条 に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条に基づく公告があったもの、 都市農地の賃借の円滑化に関する法律(平成 30 年法律第 68 号)第 4 条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。) を交付対象者が有していること。 イ～オ 略 (3)～(5) 略	交付 対象 者の 要件	(1) 略 (2) 略 ア 農地の所有権又は利用権(農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 3 条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第 1 項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。) 第 20 条 に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律_____第 18 条に基づく公告があったもの_____ _____ _____ 及び 特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること。 イ～オ 略 (3)～(5) 略

(6) 人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。)の 2 の (1) の実質化された人・農地プラン、人・農地プラン進め方通知 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び人・農地プラン進め方通知 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等(以下別記 1 において「人・農地プラン」という。)に中心となる経営体として位置付けられ____、若しくは位置付けられることが確実と見込まれていること、又は農地中間管理事業の推進に関する法律____
____第 4 条に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「人・農地プランに位置付けられた者等」という。)

(7) 次に掲げる条件に該当している

こと。

ア 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

イ 実施要綱別記 2 に掲げる農の雇用事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ウ 経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 298 8 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ

(6) 人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知)に定める人・農地プラン等をいう。以下同じ。)

_____に中心となる経営体として位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれていること、又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 4 条に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「人・農地プランに位置付けられた者等」という。)

(7) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付費等を受けておらず、かつ、原則として実施要綱別記 2 に掲げる農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でない

<p><u>過去に受けていないこと。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 青年等就農計画等の承認申請時において、前年の世帯全体の所得が600万円以下<u>(被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。)</u>であること。ただし、<u>当該所得</u>600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事業があると市長が認める場合に限り、採択及び交付を可能とする。</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) <u>平成28年</u>4月以降に農業経営を開始した者であること。ただし、<u>経営開始4年目以降の者が青年等就農計画等の承認を申請する場合は、実施要綱別記1第7の2の(6)の中間評価(以下「中間評価」という。)</u>に準じて<u>経営開始3年目の評価を受け、A評価の者であること。</u></p>	<p>(8) <u>原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワークに加入していること。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 青年等就農計画等の承認申請時において、前年の世帯全体の所得が600万円以下_____であること。ただし、_____600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合は、<u>この限りでない</u>_____。</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>平成27年</u>4月以降に農業経営を開始した者であること。</p>
<p>資金の額 資金の額は、次に掲げる額を上限とし、予算の範囲内で交付する。</p> <p>(1) 個人の場合 <u>経営開始1年目から経営開始3年目までは交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120万円を交付する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、<u>又は借り</u>ていること。</p>	<p>資金の額 資金の額は、次に掲げる額を上限とし、予算の範囲内で交付する。</p> <p>(1) 個人の場合 <u>経営開始初年度は、交付期間1年につき1人当たり150万円とし、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人当たり350万円から前年の総所得(農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く。以下同じ。)を減じた額に5分の3を乗じて得た額(1円未満は切捨て)とする。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は、交付期間1年につき150万円とする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し_____ていること。</p>

	ウ 略
	(3) 略
交付期間	最長 5 年間とする。ただし、 令和 2 年度 以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後 5 年度目分までとする。
終期	令和 4 年 3 月 31 日

(青年等就農計画等の承認申請)

第 3 条 略

2 資金の交付を受けようとする者は、前項の青年等就農計画等の作成に当たっては、市に相談し、島根県東部農林**水産**振興センター、JA しまね等の関係機関及び当該機関に所属する者、指導農業士等(以下「関係者等」という。)から助言並びに指導を受けるものとする。

(青年等就農計画等の承認)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、青年等就農計画等の内容について審査し、第 2 条の表に規定する要件及び「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」(平成 31 年 4 月 1 日付け 30 経営第 3030 号就農・女性課長通知。以下 「交付対象者の考え方」という。)を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知するものとする。

2・3 略

(資金の交付申請)

第 6 条 交付対象者は、農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付申請書(様式第 2 号 **又は様式第 2 号の 2**) (以下「交付申請書」という。)により、半年分又は 1 年分を単位

	ウ 略
	(3) 略
交付期間	最長 5 年間とする。ただし、 令和元年度 以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後 5 年度目分までとする。
終期	令和 3 年 3 月 31 日

(青年等就農計画等の承認申請)

第 3 条 略

2 資金の交付を受けようとする者は、前項の青年等就農計画等の作成に当たっては、市に相談し、島根県東部____農林振興センター、JA しまね等の関係機関及び当該機関に所属する者、指導農業士等(以下「関係者等」という。)から助言及び指導を受けるものとする。

(青年等就農計画等の承認)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、青年等就農計画等の内容について審査し、第 2 条の表に規定する要件及び「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」(平成 31 年 4 月 1 日付け 30 経営第 3030 号就農・女性課長通知。以下__「交付対象者の考え方」__という。)を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知するものとする。

2・3 略

(資金の交付申請)

第 6 条 交付対象者は、農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付申請書(様式第 2 号 _____) (以下「交付申請書」という。)により、半年分又は 1 年分を単位

として、市長に資金の交付を申請しなければならぬ。

2 略

3 申請の対象は、令和 2 年 4 月以降の農業経営とする。

(就農状況の確認)

第 9 条 略

2 略

(1)・(2) 略

(3) 次に掲げる書類を確認する。

ア・イ 略

ウ 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地基本台帳、農地法第 3 条の許可を受けた使用賃貸、賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の賃借の円滑化に関する法律 _____ 第 4 条第 1 項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し)

(交付の停止)

第 14 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止するものとする。

(1)～(6) 略

(7) 中間評価 _____

により、B評価 _____ と判断された場合

(8) 前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えた場合(その後、世帯全体の所得が 6

として、市長に資金の交付を申請しなければならぬ。

2 略

3 申請の対象は、平成 31 年 4 月以降の農業経営とする。

(就農状況の確認)

第 9 条 略

2 略

(1)・(2) 略

(3) 次に掲げる書類を確認する。

ア・イ 略

ウ 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地基本台帳、農地法第 3 条の許可を受けた _____ 賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の賃借の円滑化に関する法律 (平成 30 年法律第 68 号) 第 4 条第 1 項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し)

(交付の停止)

第 14 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止するものとする。

(1)～(6) 略

(7) 実施要綱別記 1 第 7 の 2 の(6)に規定する中間評価(以下「中間評価」という。)

により、C評価相当と判断された場合

(8) 交付対象者の前年の総所得(農業経営開始後の所得に限り、資金を除く。)が

00万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。）。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合に限り、交付を可能とする。

(交付の中止)

第15条 市長は、交付対象者から第13条の規定による中止届の提出があった場合又は前条各号(第3号及び第8号を除く。)のいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。なお、休止期間は、原則1年とする。

(受給の休止届及び再開届)

第16条 略

2 略

3 交付対象者(第2条の表中資金の額の項第2号に規定する夫婦で農業経営を行う妻を除く。)が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は、一度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。この場合において、交付対象者からの申請により、市長は、休止期間と同期間、交付期間を延長することができる。

4 略

(資金の返還)

第18条 略

(1)・(2) 略

(3) 交付期間(休止等実際に交付を受けなかった期間を除く。)と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合 交付済

350万円以上であった場合(その後、350万円を下回った場合は、翌年から交付を再開することができる。)

(交付の中止)

第15条 市長は、交付対象者から第13条の規定による中止届の提出があった場合又は前条各号(第3号及び第8号を除く。)のいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

(受給の休止届及び再開届)

第16条 略

2 略

3 交付対象者(第2条の表中資金の額の項第2号に規定する夫婦で農業経営を行う妻を除く。)が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は、一度の妊娠・出産又は災害につき最長1年の休止期間を設けることができる。この場合において、交付対象者からの申請により、市長は、休止期間と同期間、交付期間を延長することができる。

4 略

(資金の返還)

第18条 略

(1)・(2) 略

(3) 交付期間(休止等実際に交付を受けなかった期間を除く。)と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合 交付済

みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じた額(第 21 条の規定による就農中断の手続を行い、就農を中断した日から原則 1 年以内に就農再開し、収納継続した者及び中間評価で B 評価と判断された者を除く。)

(交付終了後の就農中断等)

第 21 条 交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後 1 か月以内に就農中断届(実施要綱別記 1 別紙様式 第 15 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の就農中断を行うことができる期間は、就農を中断した日から 原則 1 年以内とする。

3・4 略

5 第 1 項の規定により就農を中断した交付対象者が就農を再開する場合は、就農再開届(実施要綱別記 1 別紙様式 第 16 号)を市長に提出しなければならない。

様式第 1 号(第 4 条関係、第 5 条関係)

第 号
年 月 日

農業次世代人材投資資金青年等就農計画(変更)承認書

氏 名 様
略

様式第 2 号 別紙のとおり

様式第 2 号の 2 別紙のとおり

様式第 3 号(第 7 条関係)

みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じた額(第 21 条の規定による就農中断の手続を行い、就農を中断した日から原則 1 年以内に就農再開し、収納継続した者及び中間評価で C 評価相当とされた者を除く。)

(交付終了後の就農中断等)

第 21 条 交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後 1 か月以内に就農中断届(実施要綱別記 1 別紙様式 第 16 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の就農中断を行うことができる期間は、就農を中断した日から 1 年以内とする。

3・4 略

5 第 1 項の規定により就農を中断した交付対象者が就農を再開する場合は、就農再開届(実施要綱別記 1 別紙様式 第 18 号)を市長に提出しなければならない。

様式第 1 号(第 4 条関係、第 5 条関係)

第 号
年 月 日

農業次世代人材投資資金青年等就農計画(変更)承認書

住 所
氏 名 様
略

様式第 2 号 別紙のとおり

様式第 3 号(第 7 条関係)

第 号
農業次世代人勢投資資金交付決定及び確定通知書
様

年 月 日付で申請のあった農業次世代人材投資資金の交付については、下記のとおり**交付を決定し、その額を確定**したので、松江市農業次世代人材投資資金交付要綱第7条の規定により通知します。

略

略		
資金の交付	確定額	円
略		

略

様式第4号(第10条関係)

農業次世代人材投資資金交付請求書

略

住 所

氏 名

略

決定及び確定 年月日	年 月 日	文書番号	第 号
略			
資金の交付	_____		
確定額	_____		
略			

指令 第 号
農業次世代人勢投資資金交付決定及び確定通知書
様

年 月 日付で申請のあった農業次世代人材投資資金の交付については、下記のとおり**決定及び確定**したので、松江市農業次世代人材投資資金交付要綱第7条の規定により通知します。

略

略		
資金の交付	決定及び 確定額	円
略		

略

様式第4号(第10条関係)

農業次世代人材投資資金交付請求書

略

住 所

氏 名

Ⓔ

略

指令 年月日	年 月 日	指令番号	指令 第 号
略			
資金の交付	決定及		
び 確定額	_____		
略			

<改正後>

様式第 2 号（第 6 条関係）（令和 2 年度以前に承認された交付対象者）

農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書

年 月 日

（あて先）松江市長

氏名

松江市農業次世代人材投資資金交付要綱第 6 条の規定に基づき農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を申請します。なお、交付事業等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを関与させないことを誓約します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の総所得 ^{※1} 農業経営開始後の所得に限り、資金を除く額 ^{※2} を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3、4} 経営開始初年度の場合：150 万円 経営開始 2 年目以降の場合： (350 万円－(ア))×3/5 で算出した額を記載 ただし、(ア) が 100 万円未満の場合は 150 万円	(イ)		円
今回の交付申請額 ^{※3} 原則として (イ) の半額を記載			円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない		

- ※1 経営開始初年度の場合は 0 円と記載すること。
- ※2 地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額。
- ※3 1 円未満は切り捨てとする。
- ※4 夫婦で交付を受けている場合、この額の 1.5 倍を記載すること。

給付金の振込口座※

金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金		店・所	出張所
	金融機関コード			
店舗名等	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号	
	郵便局	記号	(当座)番号	
口座名義人	ふりがな			
	氏名			

添付書類

- ・ 税務署等の収受印のある確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合）
- ※ 2 回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。

<改正前>

様式第2号（第6条関係）

農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所

氏 名

印

松江市農業次世代人材投資資金交付要綱（平成24年6月27日松江市告示第299号）第6条の規定に基づき農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を申請します。なお、交付事業等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを関与させないことを誓約します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の総所得 ^{※1} 農業経営開始後の所得に限り、資金を除く額 ^{※2} を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3、4} 経営開始初年度の場合：150万円 経営開始2年目以降の場合： (350万円－(ア))×3/5で算出した額を記載 ただし、(ア)が100万円未満の場合は150万円	(イ)		円
今回の交付申請額 ^{※3} 原則として(イ)の半額を記載			円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない		

※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額。

※3 1円未満は切り捨てとする。

※4 夫婦で交付を受けている場合、この額の1.5倍を記載すること。

給付金の振込口座※

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金		店・所	出張所
	金融機関コード			
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号	
	郵便局	記号	(当座)番号	
口座名義人	(ふりがな) 氏 名			

添付書類

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳及び契約書等の写し※
- ・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し。（夫婦で交付申請する場合はそれぞれの書類））※
- ・離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

※ 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。

様式第2号の2（第6条関係）（令和3年度以降に承認された交付対象者）

農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書

年 月 日

（あて先）松江市長

氏 名

松江市農業次世代人材投資資金交付要綱第6条の規定に基づき農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を申請します。なお、交付事業等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを関与させないことを誓約します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の総所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額(※2)を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3、4} 経営開始1～3年目の場合：150万円 経営開始4～5年目の場合：120万円	(イ)		円
今回の交付申請額 ^{※3} 原則として(イ)の半額を記載			円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等) ・農の雇用事業による助成（農業法人等として）、経営継承・ 発展支援事業による助成	<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない		

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。
※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。
※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

給付金の振込口座※

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金		店・所	出張所
	金融機関コード			
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号	
	郵便局	記号	(当座)番号	
口座名義人	ふりがな			
	氏名			

添付書類

- 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和3年9月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和3年3月31日までに、この告示による改正前の松江市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定に基づき申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この告示の適用の際、現にこの告示による改正前の松江市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定に基づき実施している事業に係る青年等就農計画等の変更申請、就農状況報告その他の手続については、なお従前の例による。